

別紙支払内訳書

委託契約金額の支払は次の区分のとおりとする。

各区分の照明設備の全てをLED化した後（完成図書の提出を含む。）、当該区分の検査に合格したときは、2回（中間時、完了時）を限度とし、当該区分の支払金額に応じた金額の支払を請求することができる。

区 分	支 払 金 額
本庁舎	
中区役所	
大手町平和ビル	
東区役所	
東区総合福祉センター	
南区役所	
南区役所別館	
西区役所	
西区厚生部・西区地域福祉センター	
安佐南区役所	
安佐南区総合福祉センター	
安佐北区役所	
安佐北区総合福祉センター	
安芸区役所	
安芸区民文化センター・図書館及び安芸区総合福祉センター	
佐伯区役所	
佐伯区役所別館	
合 計	